

使 用 前 檢 査 申 請 書

廃炉発官R1第129号
令和元年10月18日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 サブドレン他浄化設備 容器※1 pH緩衝塔</p> <p>※1 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照</p> <p>主要配管※2 処理装置供給ポンプ出口から 処理装置加圧ポンプ入口まで の一部</p> <p>※2 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 実施計画の変更認可年月日 令和元年7月2日
検査を受けようとする工程	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をする ことができる状態になった時</p> <p>設備の組立てが完了した時</p> <p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
検査を受けようとする期日	<p>自 令和元年 11月 29日</p> <p>至 令和2年 3月 26日</p>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 本社 福島第一原子力発電所 [REDACTED]
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期	令和2年 4月 27日

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和元年												令和2年		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	3	3	3	3	3	3
サブドレン サン他水処理施設	サブドレン・他淨化設備 pH緩衝塔(A系) バイパスライン設置	▼												☆	☆	☆

—：工事期間 ☆：使用前検査 ▽：工事完了
 ▼：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

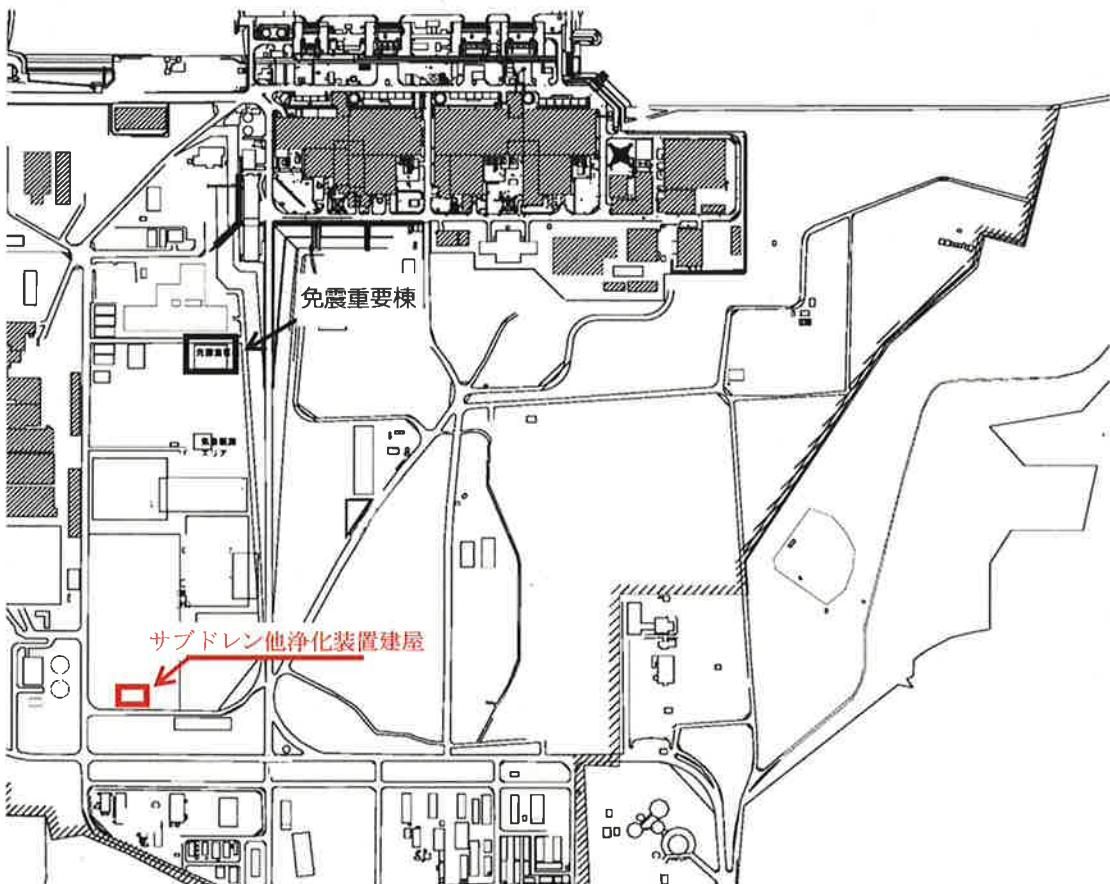
サブドレン他浄化装置建屋 : 管理対象区域

別添1 : 検査場所図

別添2 : 検査範囲図

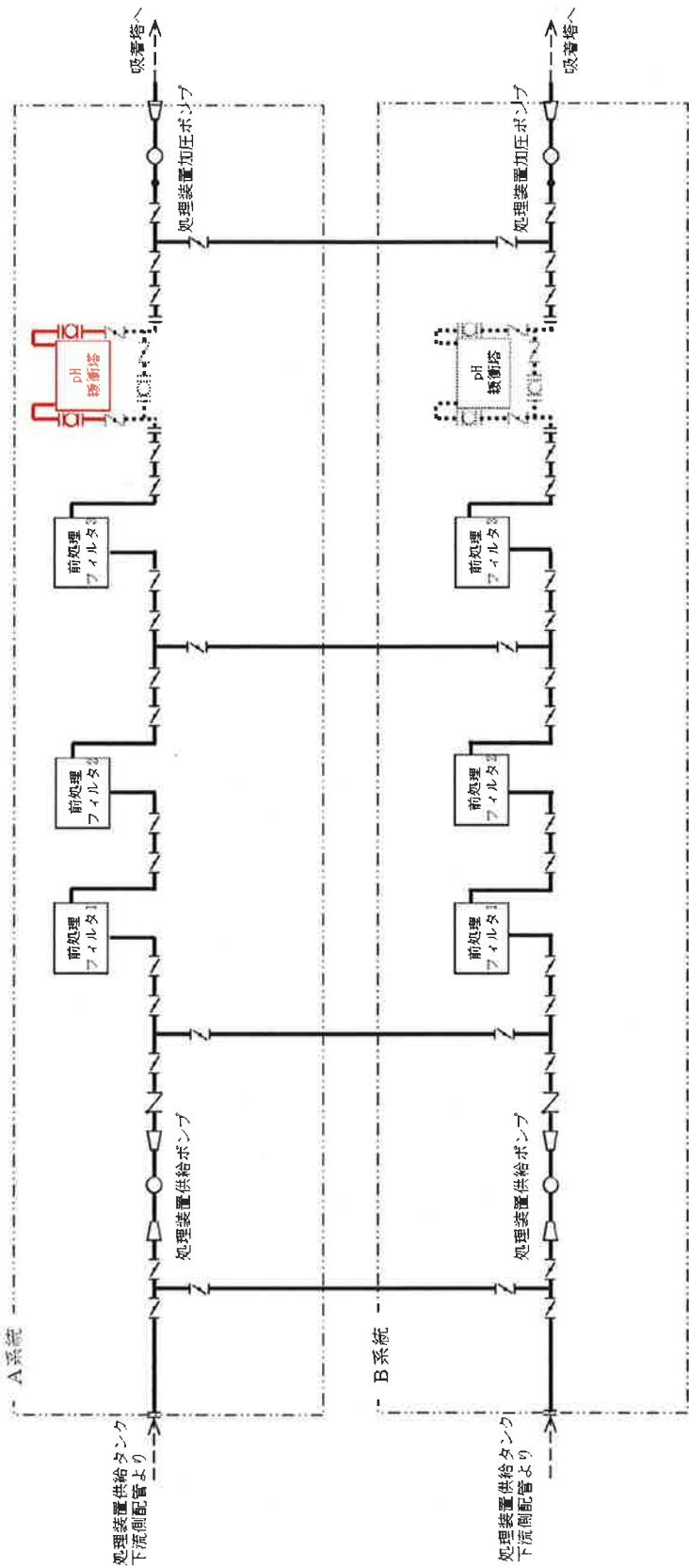
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

■ : 検査場所



|O| : 伸縮継手

検査範囲図

凡例 :

- 本申請検査範囲
(pH緩衝塔設置※範囲)
- 別申請検査範囲
(pH緩衝塔,バ"イル"設置範囲)
既設置設備
-

※ノイ外-4撤去,バ"イル"ライン設置後設置